

予算項目	ポンプ場費 委託料
委託番号	委託 第 16 号

# 設 計 書

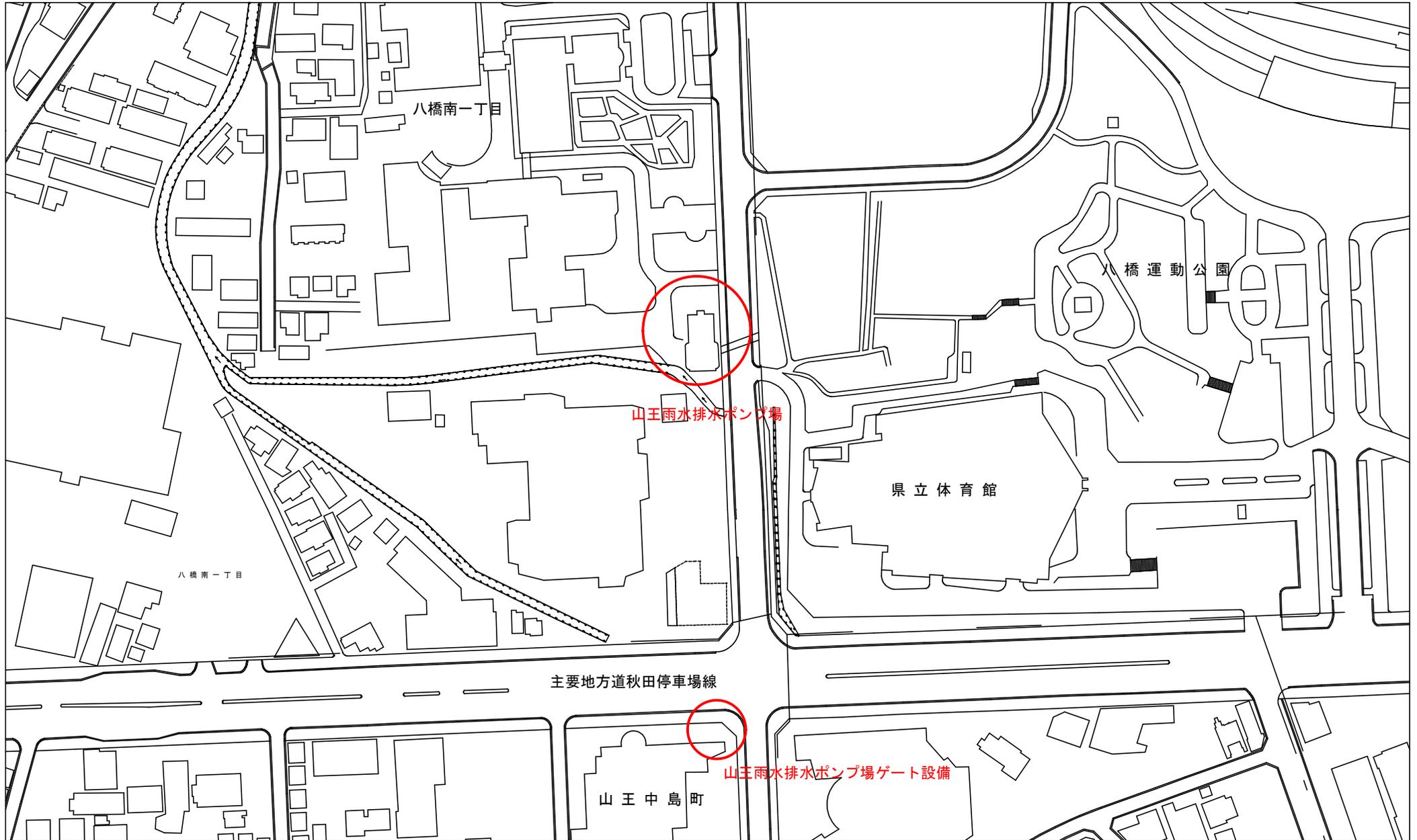
課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	監督員

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和7年12月24日	履行期間	令和8年4月 1日 から 令和9年3月31日 まで
委 託 名	山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託				
委託場所	八橋南一丁目8番1号 ほか計2箇所			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		山王雨水排水ポンプ場保守点検業務 一式	
業 務 価 格	業 務 価 格		ポンプ能力	
	消 費 税 等 相 当 額		口径 1,900mm 揚水能力 64m <sup>3</sup> /min	
	業 務 委 託 費 計		エンジン出力 130馬力 (ディーゼルエンジン)	
			台数 3台	
			副務者 (職名) 氏名	
			監督員 (職名) 氏名	

# 箇所図

八橋南一丁目8番1号(ポンプ場)、山王中島町1番地内(ゲート設備)



山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託

秋田市上下水道局下水道施設課

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	山王雨水排水 ポンプ場							
		直接業務費						
			保守点検業務費	式	1			第1号明細書
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格 消費税等 相当額			式	1			
業務委託費計								

第 1 号 明 細 書

保守点検業務費

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務統括責任者			人			
副統括			人			
主任			人			
技術員			人			
技術員			人			
計						

# 山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した山王雨水排水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における保守点検業務（以下「業務」という。）の適正な実施について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務場所

八橋南一丁目8番1号（山王雨水排水ポンプ場）

山王中島町1番地内（山王雨水排水ポンプ場ゲート設備）

### 3 施設概要

#### (1) 機械設備

ア 雨水排水ポンプ（スクリーンプンプ、駆動用ディーゼル機関）

台数	3台
口径	1,900mm
揚水能力	64.0m <sup>3</sup> /min
全揚程	10.3m
エンジン出力	130馬力

イ ポンプ井排水ポンプ（着脱式水中汚水ポンプ）

台数	1台
口径	250mm
揚水能力	5.3m <sup>3</sup> /min
全揚程	8.4m
電動機出力	11.0kW

ウ 粗目スクリーン

基数	3基
寸法	幅 2,130mm×高 1,250mm

エ 切替ゲート（別置、電動スライドゲート）

基数	1基
----	----

扉体寸法 幅 2,130mm×高 1,250mm

(2) 電気設備

ア	引込開閉器盤	1面
イ	受電切換盤	1面
ウ	ポンプ共通盤	1面
エ	主排水ポンプ盤	3面
オ	コントロールセンター	1面
カ	ピット排水ポンプ盤	1面
キ	直流電源盤	1面
ク	自家発電装置（発電機盤搭載型）	1台 3φ3W 210V 50kVA

4 業務統括責任者の配置および有資格者の確保

受託者は業務統括責任者を選任し、委託者へ報告すること。

また、次の資格を有するものを確保し、委託者へ報告すること。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

5 緊急時の体制

設備故障等による機能喪失又は豪雨、台風等の災害発生時その他対応に緊急を要する場合に備え、緊急連絡、配置体制を整備し、業務履行期間開始前までに委託者へ報告すること。

6 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約締結後、業務履行期間開始前に提出するもの
  - ア 業務実施計画書
  - イ 業務統括責任者選任報告書
  - ウ 資格取得者配置報告書
- (2) 毎月提出するもの  
保守点検業務報告書
- (3) 契約書に定める支払い区分（半期）ごとに提出するもの  
業務(完了・一部完了) 報告書
- (4) その他必要と認める書類

(5) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

## 7 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

## 8 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、業務に関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

また、適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを適用し、遵守すること。

## 9 疑義等

本仕様書等に特に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者との協議により決定する。

## 第2章 業務の内容

### 1 業務内容

- (1) ポンプ場設備の保守点検業務
- (2) ポンプ運転操作監視業務
- (3) ポンプ場敷地内の状態（フェンス、草木等）確認業務
- (4) ポンプ場建屋の状態確認業務

### 2 保守点検業務

- (1) 点検回数は1か月に3回（初旬、中旬および下旬）とする。
- (2) 保守点検項目は別表のとおりとするが、その詳細は委託者と協議すること。

### 3 運転操作および監視業務

- (1) 受託者は自動通報装置からのポンプ場運転の発報を受電したときはポンプ場へ出動し、ポンプの運転操作および監視を行うこと。
- (2) 大雨予報等により委託者から指示があったときは、ポンプ場へ出動し、ポンプの運転操作および監視を行うこと。
- (3) ポンプ駆動用ディーゼル機関および自家用発電装置への給油手配、給油時の立会いを行うこと。  
なお、燃料購入に係る費用は委託者負担とする。
- (4) ポンプの運転に異常が発生したとき又はポンプ場周辺が冠水する予兆を察知したときは、直ちに委託者に連絡し、指示に従うこと。
- (5) 前各項の運転操作および監視業務に係る費用は別途支払うものとする。

### 4 異常時の措置

不時の停電、機器等の異常時には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その原因、経過および被害の内容並びに措置状況を委託者に報告すること。

なお、復旧方法等については委託者と協議の上、対応すること。

### 5 設備の補修

電気、機械設備等の設備補修は、原則として委託者の承諾を受けてから行うこと。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

## 別表

山王雨水排水ポンプ場保守点検項目表

点検機器名	点検項目
No. 1～3粗目スクリーン	目詰まり・異物の流入等
流入ピット内部	異物・土砂等の沈殿状態等
ピット排水ポンプ	異常音・振動・電流値・運転状況等
ポンプ用高圧洗浄機	各部異常音・振動・吐出量・圧力・潤滑油量・グリース漏れ等
No. 1～3排水ポンプ (補機含む)	各部異常音・振動・付着物・油量・流量・油温・油圧・油漏れ等
No. 1～3減速機 (補機含む)	各部異常音・振動・付着物・油量・流量・油温・油圧・油漏れ等
No. 1～3ポンプ 駆動用ディーゼル機関 (補機含む)	各部異常音・振動・回転数・水圧・油圧・給気圧・排気温度・油温・油圧・漏れ等
No. 1、2冷却水ポンプ	各部異常音・振動・圧力・電流値・漏れ等
減圧水槽	水位の確認・弁類の動作確認・漏れ等
No. 1～3循環水ポンプ	各部異常音・振動・圧力・漏れ等
No. 1、2空気圧縮機	各部異常音・振動・圧力・電流値・漏れ等

No. 1～3 空気槽	各部異常音・振動・圧力・漏れ等
燃料小出槽	油量・漏れ等
自動通報装置	機能・動作確認等
電気使用量	数値確認
自家用発電装置	各部異常音・振動・回転数・電圧・電流・油温・油圧・漏れ等
各種配管、バルブ類	腐食・漏れ等
ゲート設備 (別置、山王中島町1番地内)	ゲートの各部清掃・損傷確認・水密部の漏れ・巻上機の内外部清掃・ゲートの開閉状況・開閉動作時間・運転電流等